

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成31年第1回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 上原委員、14番 河野(律)委員を指名しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、さっそく議案第1号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、国見町伊美字■■■■番地、地目が畑、面積は750㎡、外に畑が3筆の合計4筆で3,215㎡、田が5筆で1,316㎡の合計9筆で4,531㎡になります。渡人は、大分市の■■■■さん(■■歳)、受人は、国見町伊美の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、市外在住により管理できなくなったためと、受人は、経営規模の拡大となっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号2番 土地の所在は、安岐町馬場字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は1,375㎡、外に田が1筆の合計2筆で2,848㎡です。渡人は、東京都町田市の■■■■さん(■■歳)、受人は、安岐町向陽台の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p>

議 長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号1番、2番について、一括して説明がありました。ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号、申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>次に、申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号1番、2番は、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>この案件については、12月総会で、前回申請があった営農型太陽光発電施設の事業の進捗が、50%未満であったため保留とした案件になります。本日確認したところ、概ね50%以上の進捗を確認しました。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、武蔵町成吉字 [] 番地、地目が田、面積は2,452㎡、外に田が1筆の合計2筆で、面積が3,991㎡です。申請人は、武蔵町糸原の [] さん ([] 歳) です。一時転用で営農型太陽光発電施設を設置することです。パネル1,140枚、杭300本、引き込みポール5本、発電容量は364.8kw です。転用面積は、杭、ポールの直径になります。面積は1.41㎡になります。申請事由は、農地から安定した営農収入を得るためとなっています。営農型太陽光発電で一時転用ですので、許可期限は許可日から3年</p>

	<p>間となります。営農の作物は、ブルーベリーと一部椎茸栽培となっています。申請地は、周囲を田と農道に囲まれた農用地域内の農地です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明がありました、何かご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第2号 申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について申請番号1番は全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第3号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、国見町岐部字■■■■番地■■、地目が畑、面積は314㎡です。渡人は、国見町岐部の■■■■さん(■■歳)です。受人は、国東町岐部の■■■■さん(■■歳)です。転用の目的は駐車場用地です。申請事由は、細い坂道の先にある現在の住宅に隣接した駐車場は狭く、高齢により運転に危険を感じるが多くなったため、坂道の登り口に隣接した当該農地を駐車場として使用したいとなっています。申請地は、北を宅地に、東を畑に、南を譲受人の私道に西を市道に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない小規模の農地で、農地の連たん性も無いことから、第2種農地と判断できます。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号2番 土地の所在は、武蔵町糸原字■■■■番地■■、地目が畑、面積は360㎡です。渡人は、武蔵町糸原の■■■■さん(■■歳)です。受人は、国東町小原の■■■■</p>

■■■■さん(■■■歳)、■■■■さんの二人です。転用の目的は、一般住宅用地です。申請事由は、持家が無いので、住宅を新築するとなっています。申請地は、北と東を譲渡人の樹園地に、東を畑に、南は防風林を挟んで畑に、西を市道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、農地の連たん性も無いことから、第2種農地と判断できます。無償の使用貸借権による所有権移転です。

次に、申請番号3番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字■■■■番地■■■、地目が田、面積は262㎡、外に田が2筆で、合計3筆の1,511㎡です。譲渡人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■■歳)、■■■■さん(■■■歳)です。受人は、別府市の■■■■さんです。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。パネル288枚、発電容量が83.52kwとなっています。申請事由は、耕作放棄された農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用するとなっています。申請地は、北を市道に、東と西と南は田に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない農地で、農地の連たん性も10ha未満であることから、第2種農地と判断できます。賃貸借権による所有権移転です。

最後に、申請番号4番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■■、地目が田、面積は873㎡、外田が1筆の合計2筆で、1,484㎡になります。譲渡人は、安岐町大添の■■■■さん(■■■歳)です。受人は、安岐町大添の■■■■さん(■■■歳)です。転用の目的は、駐車場用地となっています。申請事由は、農業施設の新設に伴い、パート従業員のための駐車場が必要であるためとなっています。申請地は、北を田に、東は水路を挟んで田に、南を農道に、西を受人の農業用施設用地と役員を務める農業法人が所有する田に囲まれた、農振農用地区内の田となり常設審議委員会に諮る必要があります。売買による所有権移転です。

議 長

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議 長	<p>それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号1番については、全会一致で承認されました。</p> <p>申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。</p> <p>申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号3番については、全会一致で承認されました。</p> <p>最後に、申請番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号4番については、全会一致で承認されました</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号1番から4番地について全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第4号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が95筆で117,757㎡、内訳として、田が85筆で113,072㎡、畑が10筆で4,685㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が60筆で77,662㎡、更新設定は、</p>

事務局	<p>総数が35筆で40,095㎡となっています。詳細につきましては、資料の5ページから10ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第4号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第5号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が34筆の44,216㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の11ページから13ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第5号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p>

議 長	次に、議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。
事務局	<p>それでは、議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号2番 土地の所在は、国見町中字■■■■番地■■、地目が畑、面積は760㎡です。申請人は国東町中の■■■■さん（■■歳）です。申請事由については、10年以上耕作放棄され、樹木が生い茂り農地としての回復が困難なためとなっています。</p> <p>最後に、申請番号3番 土地の所在は、安岐町西本字■■■■番地■■、地目が田、面積が658㎡、外田が2筆の合計3筆で2,081㎡です。申請人は、別府市の■■■■さん（■■歳）です。申請事由については、平成2年頃に市道整備の工事があり、要請によりその残土を受け入れたため、農地としての使用が不可能となったためとなっています。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号2番、3番について説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第6号 申請番号2番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号2番について、提案通り承認されました。</p> <p>次に、申請番号3番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	申請番号3番について、提案通り承認されました。

<p>議 長</p>	<p>議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全て全会一致で提案通り承認されました。</p> <p>最後に、議案第7号 空き家に付随した農地の指定について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第7号 空き家に付随した農地の指定について、ご説明いたします。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は国見町千灯字■■■■番地■■、地目は畑、面積は223㎡です。申請人は、大分市の■■■■さん(■■歳)です。これは、国東市空き家バンク物件No. ■■■■に付随するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第7号 空き家に付随した農地の指定について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第7号 空き家に付随した農地の指定について、承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第7号 空き家に付随した農地の指定については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>